

# 1. 教育職員免許状

本学の授業科目の履修状況によって、中学校や高等学校の保健体育の教員としての免許状を取得することができません。しかし、その免許状を取得したからといって、直ちに教員に採用されるわけではありません。教員として採用されるためには都道府県教育委員会が実施する教員採用のための試験に合格しなければなりません。実際に保健体育の教員になるための競争は激しいです。

したがって、実際に教員として採用されることを希望する学生は、免許状の取得は当然のこととして、それ以上にそれ相応の勉強をしなければなりません。

次に、教育職員免許状を取得するために、本学で修得しなければならない授業科目及び履修方法について説明します。

なお、教育職員免許法等の改正に伴い、平成 31 年 4 月 1 日から新教職課程が施行されますが、平成 31 年 3 月 31 日時点で現に在学している学生については、経過措置が適用になります。詳しくは 95 ページをご覧ください。

## (1) 免許状の種類及び要件

本学で取得できる普通免許状（教科）は保健体育科目であり、その種類及び基礎資格等は次のとおりです。

免許状の種類	所要資格 基礎資格	大学における最低修得単位数				介護等体験
		66 条の 6	教科	教職	教科又は教職	
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	8	20	31	8	7 日間の介護等体験が必要
高等学校教諭一種免許状		8	20	23	16	介護等体験は不要

(注) 1. 免許状を取得するためには、教育職員免許法に基づく「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」及び「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に基づき本学が開設している科目」を修得することとなっています。

ただし、最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」もしくは「教職に関する科目」の単位数は、「教科又は教職に関する科目」の単位とすることができます。

2. 「教科に関する科目」には、教育職員免許法の教科に関する科目等の科目ごとに「一般的包括的内容を含む科目」が設定されています。この科目を修得していない場合は、最低修得単位数を超えていたとしても免許状の取得ができませんので、必ず修得してください。

3. 中学校教諭一種免許状の授与を受けようとする学生は、社会福祉施設（5 日）及び特別支援学校（2 日）において 7 日間の介護等体験が必要です。

## (2) 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目及び修得単位数

施行規則第 66 条の 6 に定める科目		左記に対応する本学の開講授業科目
科目	最低修得単位数	
日本国憲法	2	日本国憲法
体育	2	体育学概論 ⑩体育・スポーツ哲学と倫理
外国語コミュニケーション	2	⑩英語コミュニケーションⅠ ⑩英語コミュニケーションⅡ ⑩英語コミュニケーションⅢ ⑩英語コミュニケーションⅣ ⑩上級英語コミュニケーション 総合英語Ⅰ～Ⅶ
情報機器の操作	2	情報処理 A 情報処理 B 情報処理 C
計	8	

(3) 教科に関する科目及び修得単位数

修得すべき教科に関する科目及びその最低修得単位数は次の表のとおりです。

免許法の教科に関する科目等			左記に対応する本学の開講授業科目		
科 目	最低修得単位数	科目区分			
体育実技	1	専修科目	競技スポーツ論・実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ(陸上競技 水泳 体操競技 バレーボール バスケットボール サッカー テニス 海洋スポーツ 自転車競技 野球) 専修武道論・実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ(柔道 剣道)		
		関連実技科目	陸上・体操・水泳 バスケットボール サッカー ラグビー ダンス バレーボール 柔道 剣道(または陸上競技 体操(体づくり運動を含む)) 水泳 器械運動【下欄2参照】 エアロビックダンス ジョギング&ウォーキング 生涯スポーツ・レクリエーション&ゲームズ テニス 夏季山岳レジャースポーツ実習 冬季山岳レジャースポーツ実習(アウトドアスポーツ実習(夏季))(アウトドアスポーツ実習(冬季)) 海洋スポーツ 卓球 バドミントンソフトボール ゴルフ なぎなた 相撲 弓道 野外活動 体力トレーニング		
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)	1	基礎科目 A	スポーツ社会学 スポーツマネジメント概論(スポーツ経営・管理学概論) スポーツ心理学 体育・スポーツ史(下欄3.参照) 生涯スポーツ学概論		
		基礎科目 B	○運動学概論 スポーツメンタルトレーニング編(スポーツカウンセリング論) コーチ学概論 武道学概論 スポーツと法		
		応用科目	スポーツ政策論(体育・スポーツ行政学) 応用スポーツ心理学 スポーツマーケティング論 武道文化論 武道史 スポーツ戦術実践論 スポーツ産業論 スポーツ調査論(社会調査論) スポーツビジネス論(スポーツ運営論)		
		ゼミナール	ゼミナールⅡ ゼミナールⅢ		
		専攻科目	生涯スポーツ学総論(レジャー・レクリエーション論 施設・用具・プログラム論)		
		指導実践科目	生涯スポーツ指導実習		
生理学(運動生理学を含む。)	1	社会・文化・自然科目	身体科学論		
		基礎科目 A	○運動生理学 解剖生理学 スポーツ栄養学 バイオメカニクス スポーツ医学		
		基礎科目 B	トレーニング科学概論		
		応用科目	運動処方論 コンディショニング論・実習(マッサージ・テーピング論・実習) 身体発育発達・老化論(身体発育発達論) 運動生化学 ヘルスポモーション論・実習		
		実験演習科目	体育学実験Ⅰ、Ⅱ		
衛生学及び公衆衛生学	1	基礎科目 A	○衛生学・公衆衛生学		
学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	1	基礎科目 A	健康教育学		
		基礎科目 B	○救急処置論・実習 ○学校保健		
		応用科目	アスレチックリハビリテーション論		
計	20以上				

(履修方法等)  
1 ○は、必ず修得しなければならない授業科目(一般的包括的内容を含む科目)を示します。

2 『体育実技』の単位は、関連実技科目のなかで一般的包括的内容を含む科目に設定されている「陸上・体操・水泳」「バスケットボール」「サッカー」「ラグビー」「ダンス」「バレーボール」「柔道」「剣道」(または「陸上競技」「体操(体づくり運動を含む)」「水泳」「器械運動)のうちから1科目以上修得するものとします。

3 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」の単位は、「スポーツ心理学」、「スポーツ経営・管理学概論」、「スポーツマネジメント概論」、「スポーツ社会学」及び「体育・スポーツ史」のうちから1科目以上修得するものとします。

※ただし、上記履修方法等欄の2に関しては、以下のとおり履修することが望まれます。

① 「陸上・体操・水泳」「ダンス」の2科目は履修する。

② 「バスケットボール」「サッカー」「バレーボール」「テニス」「卓球」「バドミントン」「ソフトボール」のうちから1科目以上を履修する。

③ 「柔道」「剣道」のうちから1科目以上を履修する。

(4) 教職に関する科目及び修得単位数

修得すべき教科に関する科目及びその最低修得単位数は次の表のとおりです。

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学の開講授業科目等		
科 目	各科目に含める必要事項	最低修得単位数	授業科目	単 位	開設年次
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	○教師論	2	1
			○学校と教育の歴史(Ⅸ教育史)	2	3
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想  ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	○教育心理学	2	2
			○教育法・教育行政	2	3
			○教育課程論	1	3
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法  ・各教科の指導法  ・道徳の指導法  ・特別活動の指導法  ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	12(6)	○保健体育科教育法Ⅰ	2	2
			○保健体育科教育法Ⅱ	2	2
			保健体育科教育法Ⅲ	2	3
			保健体育科教育法Ⅳ	2	3
			道徳の理論と指導法(Ⅹ道徳教育の研究)	2	3
○特別活動論	1	3			
①または②のいずれかを修得	①教育方法・技術	2	2		
	②教育の方法と技術 教育とICT活用	1	2		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法  ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	4	○生徒・進路指導論(Ⅺ生徒指導論)	2	3
			○教育相談・カウンセリング論	2	3
教育実習		5(3)	教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ	5 4	4 4
教育実践演習			○教職実践演習(中・高)	2	4
計		31以上(23以上)		31(26)	

(履修方法等)

1 ○は、必ず修得しなければならない授業科目を示します。

2 ( )は、高等学校教諭一種免許状を受ける場合の最低修得単位数を示します。

3 中学校教諭一種免許状を受ける場合にあっては、○の必修科目のほか「保健体育科教育法Ⅲ」又は「保健体育科教育法Ⅳ」、「道徳の理論と指導法(Ⅹ道徳教育の研究)」及び「教育実習Ⅰ」を必ず修得してください。

4 中学校・高等学校教諭一種免許状を修得する場合は、教育実習Ⅰ(実習期間連続3週間)、高等学校教諭一種免許状のみを修得する場合は、教育実習Ⅱ(実習期間連続2週間)のいずれかを修得しなければなりません。

(5) 教科又は教職に関する科目及び修得単位数

修得すべき教科又は教職に関する科目及びその最低修得単位数は次の表のとおりとします。

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学の開講授業科目等	
免許法施行規則に定める科目区分	最低修得単位数	授業科目	単位数
教科又は教職に関する科目	中 8 高 16	ボランティア活動	1
		※ 介護等体験	1
		※※ 道徳の理論と指導法 (⑩道徳教育の研究)	2
		総合演習 A	2
		総合演習 B	2
		総合演習 C	2
		総合演習 D 総合演習 E	2 2

(履修方法等)  
1 ※の科目は、中学校教諭一種免許状取得希望者については、必修です。  
2 ※※の科目は、高等学校教諭一種免許状取得希望者について、「教科又は教職に関する科目」の単位とします。  
3 「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の最低修得単位を超えて履修した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位として認めます。  
4 以上のことを踏まえ、中学校教諭一種免許状取得希望者は 8 単位以上、高等学校教諭一種免許状取得希望者は 16 単位以上修得するものとします。

(6) 教育実習の概要

教職に関する科目のうち、教育実習については、次のような基本方針を定めて実施しています。

また、教育実習の実施計画などについて適切な指導が行えるよう、教職教育等小委員会が設置されています。

ア 教育実習の目的

教育実習は、教育実践の場において、実習校の校長、教頭及び指導教諭の指導のもとで直接生徒に接し、教師になるために必要な実践上及び研究上の専門的知識、技術を習得するために実施されています。

このような観点から教育実習の目的は、およそ次の 4 点に要約されます。

- ① 学校教育の実践の場において、教育の実態を知ること。
- ② 大学で学んだ教科の理論、知識、技術を実習を通して実践展開し、保健体育に関する専門的能力を身につけること。
- ③ 専門とする保健体育に関する教科のほか、ホームルーム活動、クラブ活動、生徒指導及び学校行事等の学校教育全般にわたって体験し、理解を深めること。
- ④ 生徒の発達を全体的に理解し、教育者としての自覚と資質を高めること。

イ 教育実習の内容

教育実習は、原則的には、それぞれの実習校の教育課程や指導計画に従うこととなりますが、それは上述したように観察、参加、及び実習から成り立っています。学校の組織を知り、教育活動の全般について観察し、次に参加して、実際に授業を行い、学級担任の任務を理解するとともに、生徒個人及び学級集団における人間関係を知る力をも養うものです。

実習校では、およそ次のような領域にわたって実習することとなります。

- ① 保健体育科教科の学習指導 - その準備、実施、評価
- ② 学級活動・ホームルーム活動
- ③ 生徒会活動
- ④ 学校行事
- ⑤ 道徳教育 (中学校)
- ⑥ 個別的生徒指導
- ⑦ 管理的事務処理

ウ 教育実習の参加資格

教育実習の受講資格は、3 年次終了時において次の諸要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 卒業研究の受講資格を有していること。(90 単位以上修得していること。)
- ② 「日本国憲法」を修得していること。
- ③ 「体育・スポーツ哲学と倫理」または「体育学概論」を修得していること。
- ④ 「情報処理 A」「情報処理 B」「情報処理 C」のうち 1 科目以上を修得していること。
- ⑤ 「英語コミュニケーション I」「英語コミュニケーション II」「上級英語コミュニケーション」のうちいずれか 1 科目以上を修得していること。または、「総合英語 I～VII」のうちから 1 科目以上修得していること。

⑥ 『教科に関する科目』について、「運動学概論」「運動生理学」「衛生学・公衆衛生学」「救急処置論・実習」「学校保健」を修得し、「スポーツ社会学」「スポーツ経営・管理学概論」「スポーツマネジメント概論」「スポーツ心理学」及び「体育・スポーツ史」のうち 1 科目以上を修得していること。

⑦ 『教職に関する科目等』について、「学校と教育の歴史」「教師論」「教育法・教育行政」「教育心理学」「教育課程論」「保健体育科教育法 I」「保健体育科教育法 II」「特別活動論」「教育方法・技術」「生徒・進路指導論」「教育相談・カウンセリング論」を修得していること。

第 3 年次編入学生の教育実習の受講資格については特例措置により、3 年次終了時において次の諸要件をすべて満たしていることが必要となります。

- ① 卒業研究の受講資格を有していること。(28 単位以上修得していること。)
- ② 「日本国憲法」を修得していること。
- ③ 「体育学概論」または「体育・スポーツ哲学と倫理」を修得していること。
- ④ 「情報処理 A」「情報処理 B」「情報処理 C」のうち 1 科目以上を修得していること。
- ⑤ 「英語コミュニケーション II」「上級英語コミュニケーション」のうちいずれか 1 科目以上を修得していること。または、「総合英語 I～VII」のうちから 1 科目以上修得していること。
- ⑥ 『教科及び教科の指導法に関する科目』について、「運動学概論」「運動生理学」「衛生学・公衆衛生学」「救急処置論・実習」「学校保健」「保健体育科教育法 I」「保健体育科教育法 II」を修得していること。
- ⑦ 『教育の基礎的理解に関する科目等』について、「学校と教育の歴史」「教師論」「教育法・教育行政」「教育心理学」「特別支援教育」「教育課程論」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動論」「教育方法・技術」「生徒・進路指導論」「教育相談・カウンセリング論」のうち 6 科目以上を修得していること。

エ 教育実習の事前及び事後指導

教育実習参加希望者に対しては、教育職員の役割、教育実習生としての心得、教育実習の内容、実習方法、実習中の注意事項等についての事前指導を行うとともに、教育実習終了後に、更に事後指導を行います。  
なお、事前及び事後指導に出席しない学生に対しては、原則として教育実習の単位は認定されません。

オ 教育実習方法と評価

教育実習の内容に従い、具体的な指導計画の立案、実施、評価については、実習校の校長に一任します。

カ 教育実習の時期と期間

- ① 中学校と高等学校両方の教員免許状を取得希望の人  
原則として、中学校で 4 年次の春期に連続 3 週間の実施となります。  
ただし、連続 3 週間の実習が可能な場合は、高等学校での実習を認めます。
- ② 高等学校の免許状のみ取得希望の人  
原則として、高等学校で 4 年次の春期に連続 2 週間の実習となります。

キ 教育実習経費

教育実習に係る謝金等の教育実習経費は、実習生の個人負担となります。金額は、実習校及び実習地域により異なりますので、留意しておいてください。

ク 教育実習を履修する上での留意事項

教育実習を履修する学生は、教員免許状を取得する目的や教育実践の場での実習であることを認識した上で、十分な事前準備や事後における復習を行うとともに、教員採用試験を受験することが望ましく、採用されるための準備を早い時期から行うことが大切です。

(7) 教育実習演習の時期と履修要件

教育実践演習は「教職課程の集大成」として位置づけ、教員になるために必要な知識や技能等を再確認するものです。

以上を踏まえて教職実践演習の開講時期と履修要件は次のとおりとします。

ア 開講時期

4 年次の後期とする

イ 履修要件

教育実習を履修した者、又は、同一年度内において教育実習を履修予定の者

# 1. 教育職員免許状

本学の授業科目の履修状況によって、中学校や高等学校の保健体育の教員としての免許状を取得することができます。しかし、その免許状を取得したからといって、直ちに教員に採用されるわけではありません。教員として採用されるためには都道府県教育委員会が実施する教員採用のための試験に合格しなければなりません。実際に保健体育の教員になるための競争は激しいです。

したがって、実際に教員として採用されることを希望する学生は、免許状の取得は当然のこととして、それ以上にそれ相応の勉強をしなければなりません。

次に、教育職員免許状を取得するために、本学で修得しなければならない授業科目及び履修方法について説明します。

## (1) 免許状の種類及び要件

本学で取得できる普通免許状（教科）は保健体育科目であり、その種類及び基礎資格等は次のとおりです。

免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学における最低修得単位数				介護等体験
			66条の6	教科専門	教育専門	大学独自	
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること		8	28	27	4	7日間の介護等体験が必要
高等学校教諭一種免許状			8	24	23	12	介護等体験は不要

(注) 1. 免許状を取得するためには、教育職員免許法に基づく「教科及び教科の指導法に関する科目（教科専門科目）」「教育の基礎的理解に関する科目等（教育専門科目）」「大学が独自に設定する科目（大学独自科目）」及び「教育職員免許法施行規則第66条の6に基づき本学が開設している科目（66条の6科目）」を修得することとなっています。

ただし、最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」もしくは「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができます。

2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」には、教育職員免許法の科目区分ごとに「一般的包括的内容を含む科目」が設定されています。この科目を修得していない場合は、最低修得単位数を超えていたとしても免許状の取得ができませんので、必ず修得してください。

3. 中学校教諭一種免許状の授与を受けようとする学生は、社会福祉施設（5日）及び特別支援学校（2日）において7日間の介護等体験が必要です。

## (2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目及び修得単位数

施行規則第66条の6に定める科目		左記に対応する本学の開講授業科目	
科目	最低修得単位数		
日本国憲法	2	日本国憲法	
体育	2	㊸体育・スポーツ哲学と倫理	体育学概論
外国語コミュニケーション	2	㊸英語コミュニケーションⅠ ㊸上級英語コミュニケーション	㊸英語コミュニケーションⅡ 総合英語Ⅰ～Ⅶ
情報機器の操作	2	情報処理A	情報処理B 情報処理C
計	8		

## (3) 教科及び教科の指導法に関する科目及び修得単位数

修得すべき教科及び教科の指導法に関する科目及びその最低修得単位数は次の表のとおりです。

教員法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学の開講授業科目	
科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		
体育実技	1	専修科目	競技スポーツ論・実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ（陸上競技 水泳 体操競技 バレーボール バスケットボール サッカー テニス 海洋スポーツ 自転車競技 野球） 専修武道論・実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ（柔道 剣道）
		関連実技科目	○陸上・体操・水泳 ○ダンス バスケットボール サッカー バレーボール テニス 卓球 バドミントン ソフトボール（選択必修）（下欄②参照） 柔道 剣道（選択必修）（下欄②参照） エアロビクダンス ジョギング&ウォーキング 生涯スポーツ・レクリエーション&ゲームズ アウトドアスポーツ実習（夏季）（夏季山岳レジャースポーツ実習） アウトドアスポーツ実習（冬季）（冬季山岳レジャースポーツ実習） 海洋スポーツ ラグビー ゴルフ なぎなた 相撲 弓道 野外活動 体力トレーニング
「体育原理、体育心理学、体育経営学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	1	基礎科目A	スポーツ社会学 スポーツマネジメント概論（スポーツ経営・管理学概論） スポーツ心理学 体育・スポーツ史（選択必修）（下欄③参照） 生涯スポーツ学概論
		基礎科目B	○運動学概論 コーチ学概論 スポーツメンタルトレーニング論（スポーツカウンセリング論） 武道学概論 スポーツと法
		応用科目	スポーツ政策論（体育・スポーツ行政学） 応用スポーツ心理学 スポーツマーケティング論 武道文化論 武道史 スポーツ戦術実践論 スポーツ産業論 スポーツ調査法（社会調査論） スポーツビジネス論（スポーツ運営論）
		ゼミナール	ゼミナールⅡ ゼミナールⅢ
		専攻科目	生涯スポーツ学総論（レジャー・レクリエーション論）（施設・用具・プログラム論）
		指導実践科目	生涯スポーツ指導実習
		社会・文化・自然科目	身体科学論
生理学（運動生理学を含む。）	1	基礎科目A	○運動生理学 解剖生理学 スポーツ栄養学 バイオメカニクス スポーツ医学
		基礎科目B	トレーニング科学概論
		応用科目	運動処方論 コンディショニング論・実習（マッサージ・テーピング論・実習） 身体発育発達・老化論（身体発育発達論） 運動生化学 ヘルスプロモーション論・実習
		実験演習科目	体育学実験Ⅰ 体育学実験Ⅱ
衛生学・公衆衛生学	1	基礎科目A	○衛生学・公衆衛生学
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1	基礎科目A	健康教育学
		基礎科目B	○救急処置論・実習 ○学校保健
		応用科目	アスレチック・リハビリテーション論
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	8 (4)	教職関連科目	保健体育科教育法Ⅰ 保健体育科教育法Ⅱ 保健体育科教育法Ⅲ 保健体育科教育法Ⅳ
計	28 (24) 以上		

(履修方法等)  
1 ○は、必ず修得しなければならない授業科目（一般的包括的内容を含む科目）を示します。  
2 『体育実技』の単位は、関連実技科目のなかで一般的包括的内容を含む科目に設定されている下記①～②の科目について次のとおり修得するものとします。  
① 「バスケットボール」「サッカー」「バレーボール」「テニス」「卓球」「バドミントン」「ソフトボール」のうちから1科目以上修得するものとします。  
② 「柔道」「剣道」のうちから1科目以上修得するものとします。  
3 『体育原理、体育心理学、体育経営学、体育社会学、体育史』の単位は、「スポーツ社会学」「スポーツ経営・管理学概論」「スポーツマネジメント概論」「スポーツ心理学」及び「体育・スポーツ史」のうちから1科目以上修得するものとします。  
4 ( ) は、高等学校教諭一種免許状を受ける場合の最低修得単位数を示します。

(4) 教育の基礎的理解に関する科目等及び修得単位数

修得すべき教育の基礎的理解に関する科目等及びその最低修得単位数は次の表のとおりです。

教免法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学の開講授業科目			
科目	各科目に含める必要事項	最低修得単位数	授業科目	単 位	開設年次	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	学校と教育の歴史	2	3	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教師論	2	1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育法・教育行政	2	3	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1	2	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	1	3	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10 (8)	道徳の理論と指導法	2	3	
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	1	3	
	特別活動の指導法		特別活動論	1	3	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		①または②のいずれかを修得	① 教育方法・技術	2	2
			②	② 教育の方法と技術 教育とICT活用	1 1	2 2
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒・進路指導論	2	3	
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談・カウンセリング論	2	3			
教育実践に関する科目	教育実習	5 (3)	教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ	5 4	4 4	
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2	4	
計		27以上 (23以上)				

(履修方法等)  
1 ( ) は、高等学校教諭一種免許状を取得する場合の最低修得単位数を示します。  
2 「道徳の理論と指導法」については、高等学校教諭一種免許状を取得する場合においては修得を要しない。  
3 教育実習については、中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状を取得する場合は「教育実習Ⅰ」を、高等学校教諭一種免許状のみを取得する場合は「教育実習Ⅱ」を修得しなければなりません。

(5) 大学が独自に設定する科目及び修得単位数

修得すべき大学が独自に設定する科目及びその最低修得単位数は次の表のとおりです。

教免法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学の開講授業科目等	
教免法施行規則に定める科目区分	最低修得単位数	授業科目	単位数
大学が独自に設定する科目	中 4 高 1 2	ボランティア活動 ※ 介護等体験 ※※ 道徳の理論と指導法 総合演習A 総合演習B 総合演習D	1 1 2 2 2

(履修方法等)  
1 ※の科目は、中学校教諭一種免許状の取得において必修とします。  
2 ※※の科目は、高等学校教諭一種免許状を取得する場合において、大学が独自に設定する科目の単位とします。  
3 「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位とします。

(6) 教育実習の概要

教育実習については、次のような基本方針を定めて実施しています。  
また、教育実習の実施計画などについて適切な指導が行えるよう、教職教育等小委員会が設置されています。

ア 教育実習の目的

教育実習は、教育実践の場において、実習校の校長、教頭及び指導教諭の指導のもとで直接生徒に接し、教師になるために必要な実践上及び研究上の専門的知識、技術を習得するために実施されています。

このような観点から教育実習の目的は、およそ次の4点に要約されます。

- ① 学校教育の実践の場において、教育の実態を知ること。
- ② 大学で学んだ教科の理論、知識、技術を実習を通して実践展開し、保健体育に関する専門的能力を身につけること。
- ③ 専門とする保健体育に関する教科のほか、ホームルーム活動、クラブ活動、生徒指導及び学校行事等の学校教育全般にわたって体験し、理解を深めること。
- ④ 生徒の発達を全体的に理解し、教育者としての自覚と資質を高めること。

イ 教育実習の内容

教育実習は、原則的には、それぞれの実習校の教育課程や指導計画に従うこととなりますが、それは上述したように観察、参加、及び実習から成り立っています。学校の組織を知り、教育活動の全般について観察し、次に参加して、実際に授業を行い、学級担任の任務を理解するとともに、生徒個人及び学級集団における人間関係を知る力をも養うものです。

実習校では、およそ次のような領域にわたって実習することとなります。

- ① 保健体育科教科の学習指導 - その準備、実施、評価
- ② 学級活動・ホームルーム活動
- ③ 生徒会活動
- ④ 学校行事
- ⑤ 道徳教育（中学校）
- ⑥ 個別の生徒指導
- ⑦ 管理的事務処理

ウ 教育実習の参加資格

教育実習の受講資格は、3年次終了時において次の諸要件をすべて満たしていることが必要です。

●平成31年度、令和2・3年度入学生のうち「教育実習Ⅰ」参加者（中学校及び高等学校免許取得希望者）

教育実習の受講資格は、3年次終了時において次の諸要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 卒業研究の受講資格を有していること。（90単位以上修得していること。）
- ② 「日本国憲法」を修得していること。
- ③ 「体育・スポーツ哲学と倫理」または「体育学概論」を修得していること。
- ④ 「情報処理A」「情報処理B」「情報処理C」のうち1科目以上を修得していること。
- ⑤ 「英語コミュニケーションⅠ」「英語コミュニケーションⅡ」「上級英語コミュニケーション」のうちいずれか1科目以上を修得していること。または、「総合英語Ⅰ～Ⅶ」のうちから1科目以上修得していること。
- ⑥ 『教科及び教科の指導法に関する科目』について、「運動学概論」「運動生理学」「衛生学・公衆衛生学」「救急処置論・実習」「学校保健」「保健体育科教育法Ⅰ」「保健体育科教育法Ⅱ」「保健体育科教育法Ⅲ」「保健体育科教育法Ⅳ」を修得し、「スポーツ社会学」「スポーツ経営・管理学概論」「スポーツマネジメント概論」「スポーツ心理学」及び「体育・スポーツ史」のうち1科目以上を修得していること。
- ⑦ 『教育の基礎的理解に関する科目等』について、「学校と教育の歴史」「教師論」「教育法・教育行政」「教育心理学」「特別支援教育」「教育課程論」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動論」「教育方法・技術」「生徒・進路指導論」「教育相談・カウンセリング論」を修得していること。

●平成31年度、令和2・3年度入学生のうち「教育実習Ⅱ」参加者（高等学校のみ免許取得希望者）

教育実習の受講資格は、3年次終了時において次の諸要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 卒業研究の受講資格を有していること。（90単位以上修得していること。）
- ② 「日本国憲法」を修得していること。
- ③ 「体育・スポーツ哲学と倫理」または「体育学概論」を修得していること。
- ④ 「情報処理A」「情報処理B」「情報処理C」のうち1科目以上を修得していること。
- ⑤ 「英語コミュニケーションⅠ」「英語コミュニケーションⅡ」「上級英語コミュニケーション」のうちいずれか1科目以上を修得していること。または、「総合英語Ⅰ～Ⅶ」のうちから1科目以上修得していること。
- ⑥ 『教科及び教科の指導法に関する科目』について、「運動学概論」「運動生理学」「衛生学・公衆衛生学」「救急処置論・実習」「学校保健」「保健体育科教育法Ⅰ」「保健体育科教育法Ⅱ」を修得し、「スポーツ社会学」「スポーツ経営・管理学概論」「スポーツマネジメント概論」「スポーツ心理学」及び「体育・スポーツ史」のうち1科目以上を修得していること。
- ⑦ 『教育の基礎的理解に関する科目等』について、「学校と教育の歴史」「教師論」「教育法・教育行政」「教育心理学」「特別支援教育」「教育課程論」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動論」「教育方法・技術」「生徒・進路指導論」「教育相談・カウンセリング論」を修得していること。

●平成31年度、令和2年度編入学生

第3年次編入学生の教育実習の受講資格については特例措置により、3年次終了時において次の諸要件をすべて満たしていることが必要となります。

- ① 卒業研究の受講資格を有していること。（28単位以上修得していること。）
- ② 「日本国憲法」を修得していること。
- ③ 「体育学概論」または「体育・スポーツ哲学と倫理」を修得していること。
- ④ 「情報処理A」「情報処理B」「情報処理C」のうち1科目以上を修得していること。
- ⑤ 「英語コミュニケーションⅡ」「上級英語コミュニケーション」のうちいずれか1科目以上を修得していること。または、「総合英語Ⅰ～Ⅶ」のうちから1科目以上修得していること。
- ⑥ 『教科及び教科の指導法に関する科目』について、「運動学概論」「運動生理学」「衛生学・公衆衛生学」「救急処置論・実習」「学校保健」「保健体育科教育法Ⅰ」「保健体育科教育法Ⅱ」を修得していること。
- ⑦ 『教育の基礎的理解に関する科目等』について、「学校と教育の歴史」「教師論」「教育法・教育行政」「教育心理学」「特別支援教育」「教育課程論」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動論」「教育方法・技術」「生徒・進路指導論」「教育相談・カウンセリング論」のうち6科目以上を修得していること。

●令和3年度編入学生

第3年次編入学生の教育実習の受講資格については特例措置により、3年次終了時において次の諸要件をすべて満たしていることが必要となります。

- ① 卒業研究の受講資格を有していること。（28単位以上修得していること。）
- ② 「日本国憲法」「体育学概論」を修得していること。
- ③ 「情報処理A」「情報処理B」「情報処理C」のうち1科目以上を修得していること。
- ④ 「総合英語Ⅰ～Ⅶ」のうちから1科目以上修得していること。
- ⑤ 『教科及び教科の指導法に関する科目』について、「運動学概論」「運動生理学」「衛生学・公衆衛生学」「救急処置論・実習」「学校保健」「保健体育科教育法Ⅰ」「保健体育科教育法Ⅱ」を修得していること。
- ⑥ 『教育の基礎的理解に関する科目等』について、「学校と教育の歴史」「教師論」「教育法・教育行政」「教育心理学」「特別支援教育」「教育課程論」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動論」「教育方法・技術」「生徒・進路指導論」「教育相談・カウンセリング論」のうち6科目以上を修得していること。

工 教育実習の事前及び事後指導

教育実習参加希望者に対しては、教育職員の役割、教育実習生としての心得、教育実習の内容、実習方法、実習中の注意事項等についての事前指導を行うとともに、教育実習終了後に、更に事後指導を行います。

なお、事前及び事後指導に出席しない学生に対しては、原則として教育実習の単位は認定されません。

オ 教育実習方法と評価

教育実習の内容に従い、具体的な指導計画の立案、実施、評価については、実習校の校長に一任します。

カ 教育実習の時期と期間

- ① 中学校と高等学校両方の教員免許状を取得希望の人  
原則として、中学校で4年次の春期に連続3週間の実施となります。  
ただし、連続3週間の実習が可能な場合は、高等学校での実習を認めます。
- ② 高等学校の免許状のみ取得希望の人  
原則として、高等学校で4年次の春期に連続2週間の実習となります。

#### キ 教育実習経費

教育実習に係る謝金等の教育実習経費は、実習生の個人負担となります。金額は、実習校及び実習地域により異なりますので、留意しておいてください。

#### ク 教育実習を履修する上での留意事項

教育実習を履修する学生は、教員免許状を取得する目的や教育実践の場での実習であることを認識した上で、十分な事前準備や事後における復習を行うとともに、教員採用試験を受験することが望ましく、採用されるための準備を早い時期から行うことが大切です。

#### (7) 教育実習演習の時期と履修要件

教育実践演習は「教職課程の集大成」として位置づけ、教員になるために必要な知識や技能等を再確認するものです。

以上を踏まえて教職実践演習の開講時期と履修要件は次のとおりとします。

##### ア 開講時期

4年次の後期とする

##### イ 履修要件

教育実習を履修した者、又は、同一年度内において教育実習を履修予定の者

# 1. 教育職員免許状

本学の授業科目の履修状況によって、中学校や高等学校の保健体育の教員としての免許状を取得することができます。しかし、その免許状を取得したからといって、直ちに教員に採用されるわけではありません。教員として採用されるためには都道府県教育委員会が実施する教員採用のための試験に合格しなければなりません。実際に保健体育の教員になるための競争は激しいです。

したがって、実際に教員として採用されることを希望する学生は、免許状の取得は当然のこととして、それ以上にそれ相応の勉強をしなければなりません。

次に、教育職員免許状を取得するために、本学で修得しなければならない授業科目及び履修方法について説明します。

## (1) 免許状の種類及び要件

本学で取得できる普通免許状（教科）は保健体育科目であり、その種類及び基礎資格等は次のとおりです。

免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学における最低修得単位数				介護等体験
			66条の6	教科専門	教育専門	大学独自	
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること		8	2 8	2 7	4	7日間の介護等体験が必要
高等学校教諭一種免許状			8	2 4	2 3	1 2	介護等体験は不要

(注) 1. 免許状を取得するためには、教育職員免許法に基づく「教科及び教科の指導法に関する科目（教科専門科目）」「教育の基礎的理解に関する科目等（教育専門科目）」「大学が独自に設定する科目（大学独自科目）」及び「教育職員免許法施行規則第66条の6に基づき本学が開設している科目（66条の6科目）」を修得することとなっています。

ただし、最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」もしくは「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位とすることができます。

2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」には、教育職員免許法の科目区分ごとに「一般的包括的内容を含む科目」が設定されています。この科目を修得していない場合は、最低修得単位数を超えていたとしても免許状の取得ができませんので、必ず修得してください。

3. 中学校教諭一種免許状の授与を受けようとする学生は、社会福祉施設（5日）及び特別支援学校（2日）において7日間の介護等体験が必要です。

## (2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目及び修得単位数

施行規則第66条の6に定める科目		左記に対応する本学の開講授業科目
科目	最低修得単位数	
日本国憲法	2	日本国憲法
体育	2	体育学概論
外国語コミュニケーション	2	総合英語 I～VII
情報機器の操作	2	情報処理A 情報処理B 情報処理C
計	8	

## (3) 教科及び教科の指導法に関する科目及び修得単位数

修得すべき教科及び教科の指導法に関する科目及びその最低修得単位数は次の表のとおりです。

教員法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学の開講授業科目	
科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		
体育実技	1	専修科目	競技スポーツ論・実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ（陸上競技 水泳 体操競技 バレーボール バスケットボール サッカー テニス 海洋スポーツ 自転車競技 野球） 専修武道論・実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ（柔道 剣道）
		関連実技科目	○陸上・体操・水泳 ○ダンス バスケットボール サッカー バレーボール テニス 卓球 バドミントン ソフトボール（選択必修）（下欄②参照） 柔道 剣道（選択必修）（下欄②参照） エアロビクダンス ジョギング&ウォーキング 生涯スポーツ・レクリエーション&ゲームズ アウトドアスポーツ実習（夏季）（夏季山岳レジャースポーツ実習） アウトドアスポーツ実習（冬季）（冬季山岳レジャースポーツ実習） 海洋スポーツ ラグビー ゴルフ なぎなた 相撲 弓道 野外活動 体力トレーニング
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	1	基礎科目A	スポーツ社会学 スポーツマネジメント概論（スポーツ経営・管理学概論） スポーツ心理学 体育・スポーツ史（選択必修）（下欄③参照） 生涯スポーツ学概論
		基礎科目B	○運動学概論 コーチ学概論 スポーツメンタルトレーニング論（スポーツカウンセリング論） 武道学概論 スポーツと法
		応用科目	スポーツ政策論（体育・スポーツ行政学） 応用スポーツ心理学 スポーツマーケティング論 武道文化論 武道史 スポーツ戦術実践論 スポーツ産業論 スポーツ調査法（社会調査論） スポーツビジネス論（スポーツ運営論）
		ゼミナール	ゼミナールⅡ ゼミナールⅢ
		専攻科目	生涯スポーツ学総論（レジャー・レクリエーション論）（施設・用具・プログラム論）
		指導実践科目	生涯スポーツ指導実習
		社会・文化・自然科目	身体科学論
生理学（運動生理学を含む。）	1	基礎科目A	○運動生理学 解剖生理学 スポーツ栄養学 バイオメカニクス スポーツ医学
		基礎科目B	トレーニング科学概論
		応用科目	運動処方論 コンディショニング論・実習（マッサージ・テーピング論・実習） 身体発育発達・老化論（身体発育発達論） 運動生化学 ヘルスプロモーション論・実習
		実験演習科目	体育学実験Ⅰ 体育学実験Ⅱ
衛生学・公衆衛生学	1	基礎科目A	○衛生学・公衆衛生学
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1	基礎科目A	健康教育学
		基礎科目B	○救急処置論・実習 ○学校保健
		応用科目	アスレチック・リハビリテーション論
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	8 (4)	教職関連科目	保健体育科教育法Ⅰ 保健体育科教育法Ⅱ 保健体育科教育法Ⅲ 保健体育科教育法Ⅳ
計	28 (24) 以上		

(履修方法等)  
1 ○は、必ず修得しなければならない授業科目（一般的包括的内容を含む科目）を示します。  
2 『体育実技』の単位は、関連実技科目のなかで一般的包括的内容を含む科目に設定されている下記①～②の科目について次のとおり修得するものとします。  
① 「バスケットボール」「サッカー」「バレーボール」「テニス」「卓球」「バドミントン」「ソフトボール」のうちから1科目以上修得するものとします。  
② 「柔道」「剣道」のうちから1科目以上修得するものとします。  
3 『体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史』の単位は、「スポーツ社会学」「スポーツ経営・管理学概論」「スポーツマネジメント概論」「スポーツ心理学」及び「体育・スポーツ史」のうちから1科目以上修得するものとします。  
4 ( ) は、高等学校教諭一種免許状を受ける場合の最低修得単位数を示します。



(4) 教育の基礎的理解に関する科目等及び修得単位数

修得すべき教育の基礎的理解に関する科目等及びその最低修得単位数は次の表のとおりです。

教免法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学の開講授業科目		
科目	各科目に含める必要事項	最低修得単位数	授業科目	単 位	開設年次
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	学校と教育の歴史	2	3
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教師論	2	1
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育法・教育行政	2	3
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1	2
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	1	3
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10 (8)	道徳の理論と指導法	2	3
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	1	3
	特別活動の指導法		特別活動論	1	3
	教育の方法及び技術		教育の方法と技術	1	2
	情報通信技術を活用した教育の理論および方法		教育と ICT 活用	1	2
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒・進路指導論	2	3
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談・カウンセリング論	2	3
教育実践に関する科目	教育実習	5 (3)	教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ	5 4	4 4
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2	4
計		27以上 (23以上)			

(履修方法等)  
1 ( )は、高等学校教諭一種免許状を取得する場合の最低修得単位数を示します。  
2 「道徳の理論と指導法」については、高等学校教諭一種免許状を取得する場合には修得を要しない。  
3 教育実習については、中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状を取得する場合は「教育実習Ⅰ」を、高等学校教諭一種免許状のみを取得する場合は「教育実習Ⅱ」を修得しなければなりません。

(5) 大学が独自に設定する科目及び修得単位数

修得すべき大学が独自に設定する科目及びその最低修得単位数は次の表のとおりです。

教免法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学の開講授業科目等	
教免法施行規則に定める科目区分	最低修得単位数	授業科目	単位数
大学が独自に設定する科目	中 4 高 1 2	ボランティア活動 ※ 介護等体験 ※※ 道徳の理論と指導法 総合演習A 総合演習B	1 1 2 2 2

(履修方法等)  
1 ※の科目は、中学校教諭一種免許状の取得において必修とします。  
2 ※※の科目は、高等学校教諭一種免許状を取得する場合において、大学が独自に設定する科目の単位とします。  
3 「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位とします。

(6) 教育実習の概要

教育実習については、次のような基本方針を定めて実施しています。  
また、教育実習の実施計画などについて適切な指導が行えるよう、教職教育等小委員会が設置されています。

ア 教育実習の目的

教育実習は、教育実践の場において、実習校の校長、教頭及び指導教諭の指導のもとで直接生徒に接し、教師になるために必要な実践上及び研究上の専門的知識、技術を習得するために実施されています。

このような観点から教育実習の目的は、およそ次の4点に要約されます。

- ① 学校教育の実践の場において、教育の実態を知ること。
- ② 大学で学んだ教科の理論、知識、技術を実習を通して実践展開し、保健体育に関する専門的能力を身につけること。
- ③ 専門とする保健体育に関する教科のほか、ホームルーム活動、クラブ活動、生徒指導及び学校行事等の学校教育全般にわたって体験し、理解を深めること。
- ④ 生徒の発達を全体的に理解し、教育者としての自覚と資質を高めること。

イ 教育実習の内容

教育実習は、原則的には、それぞれの実習校の教育課程や指導計画に従うこととなりますが、それは上述したように観察、参加、及び実習から成り立っています。学校の組織を知り、教育活動の全般について観察し、次に参加して、実際に授業を行い、学級担任の任務を理解するとともに、生徒個人及び学級集団における人間関係を知る力をも養うものです。

実習校では、およそ次のような領域にわたって実習することとなります。

- ① 保健体育科教科の学習指導 - その準備、実施、評価
- ② 学級活動・ホームルーム活動
- ③ 生徒会活動
- ④ 学校行事
- ⑤ 道徳教育（中学校）
- ⑥ 個別の生徒指導
- ⑦ 管理的事務処理

ウ 教育実習の参加資格

教育実習の受講資格は、3年次終了時において次の諸要件をすべて満たしていることが必要です。

●【新1年生※教育実習Ⅰ（中学校及び高校免許取得希望者）】（令和4年度以降入学生）

教育実習の受講資格は、3年次終了時において次の諸要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 卒業研究の受講資格を有していること。(90単位以上修得していること。)
- ② 「日本国憲法」「体育学概論」を修得していること。
- ③ 「情報処理A」「情報処理B」「情報処理C」のうち1科目以上を修得していること。
- ④ 「総合英語Ⅰ～Ⅶ」のうちから1科目以上修得していること。
- ⑤ 『教科及び教科の指導法に関する科目』について、「運動学概論」「運動生理学」「衛生学・公衆衛生学」「救急処置論・実習」「学校保健」「保健体育科教育法Ⅰ」「保健体育科教育法Ⅱ」「保健体育科教育法Ⅲ」「保健体育科教育法Ⅳ」を修得し、「スポーツ社会学」「スポーツマネジメント概論」「スポーツ心理学」及び「体育・スポーツ史」のうち1科目以上を修得していること。
- ⑥ 『教育の基礎的理解に関する科目等』について、「学校と教育の歴史」「教師論」「教育法・教育行政」「教育心理学」「特別支援教育」「教育課程論」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動論」「教育の方法と技術」「教育と ICT 活用」「生徒・進路指導論」「教育相談・カウンセリング論」を修得していること。

●【新1年生※教育実習Ⅱ（高等学校のみ免許取得希望者）】（令和4年度以降入学生）

教育実習の受講資格は、3年次終了時において次の諸要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 卒業研究の受講資格を有していること。(90単位以上修得していること。)
- ② 「日本国憲法」「体育学概論」を修得していること。
- ③ 「情報処理A」「情報処理B」「情報処理C」のうち1科目以上を修得していること。
- ④ 「総合英語Ⅰ～Ⅶ」のうちから1科目以上修得していること。
- ⑤ 『教科及び教科の指導法に関する科目』について、「運動学概論」「運動生理学」「衛生学・公衆衛生学」「救急処置論・実習」「学校保健」「保健体育科教育法Ⅰ」「保健体育科教育法Ⅱ」を修得し、「スポーツ社会学」「スポーツマネジメント概論」「スポーツ心理学」及び「体育・スポーツ史」のうち1科目以上を修得していること。
- ⑥ 『教育の基礎的理解に関する科目等』について、「学校と教育の歴史」「教師論」「教育法・教育行政」「教育心理学」「特別支援教育」「教育課程論」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動論」「教育の方法と技術」「教育とICT活用」「生徒・進路指導論」「教育相談・カウンセリング論」を修得していること。

●【新3年次編入生※教育実習Ⅰ（中学校及び高校免許取得希望者）】（令和4年度以降編入学生）

第3年次編入学生の教育実習の受講資格については、次の諸要件をすべて満たしていることが必要となります。

- ① 卒業研究の受講資格を有していること。(28単位以上修得していること。)
- ② 「日本国憲法」「体育学概論」を修得していること。
- ③ 「情報処理A」「情報処理B」「情報処理C」のうち1科目以上を修得していること。
- ④ 「総合英語Ⅰ～Ⅶ」のうちから1科目以上修得していること。
- ⑤ 『教科及び教科の指導法に関する科目』について、「運動学概論」「運動生理学」「衛生学・公衆衛生学」「救急処置論・実習」「学校保健」「保健体育科教育法Ⅰ」「保健体育科教育法Ⅱ」「保健体育科教育法Ⅲ」「保健体育科教育法Ⅳ」を修得していること。
- ⑥ 『教育の基礎的理解に関する科目等』について、「学校と教育の歴史」「教師論」「教育法・教育行政」「教育心理学」「特別支援教育」「教育課程論」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動論」「教育の方法と技術」「教育とICT活用」「生徒・進路指導論」「教育相談・カウンセリング論」を修得していること。

●【新3年次編入生※教育実習Ⅱ（高等学校のみ免許取得希望者）】（令和4年度以降編入学生）

第3年次編入学生の教育実習の受講資格については次の諸要件をすべて満たしていることが必要となります。

- ① 卒業研究の受講資格を有していること。(28単位以上修得していること。)
- ② 「日本国憲法」「体育学概論」を修得していること。
- ③ 「情報処理A」「情報処理B」「情報処理C」のうち1科目以上を修得していること。
- ④ 「総合英語Ⅰ～Ⅶ」のうちから1科目以上修得していること。
- ⑤ 『教科及び教科の指導法に関する科目』について、「運動学概論」「運動生理学」「衛生学・公衆衛生学」「救急処置論・実習」「学校保健」「保健体育科教育法Ⅰ」「保健体育科教育法Ⅱ」を修得していること。
- ⑥ 『教育の基礎的理解に関する科目等』について、「学校と教育の歴史」「教師論」「教育法・教育行政」「教育心理学」「特別支援教育」「教育課程論」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動論」「教育の方法と技術」「教育とICT活用」「生徒・進路指導論」「教育相談・カウンセリング論」を修得していること。

**工 教育実習の事前及び事後指導**

教育実習参加希望者に対しては、教育職員の役割、教育実習生としての心得、教育実習の内容、実習方法、実習中の注意事項等についての事前指導を行うとともに、教育実習終了後に、更に事後指導を行います。

なお、事前及び事後指導に出席しない学生に対しては、原則として教育実習の単位は認定されません。

**オ 教育実習方法と評価**

教育実習の内容に従い、具体的な指導計画の立案、実施、評価については、実習校の校長に一任します。

**カ 教育実習の時期と期間**

- ① 中学校と高等学校両方の教員免許状を取得希望の人  
原則として、中学校で4年次の春期に連続3週間の実施となります。  
ただし、連続3週間の実習が可能な場合は、高等学校での実習を認めます。
- ② 高等学校の免許状のみ取得希望の人  
原則として、高等学校で4年次の春期に連続2週間の実習となります。

**キ 教育実習経費**

教育実習に係る謝金等の教育実習経費は、実習生の個人負担となります。金額は、実習校及び実習地域により異なりますので、留意しておいてください。

**ク 教育実習を履修する上での留意事項**

教育実習を履修する学生は、教員免許状を取得する目的や教育実践の場での実習であることを認識した上で、十分な事前準備や事後における復習を行うとともに、教員採用試験を受験することが望ましく、採用されるための準備を早い時期から行うことが大切です。

**(7) 教職実践演習の時期と履修要件**

教職実践演習は「教職課程の集大成」として位置づけ、教員になるために必要な知識や技能等を再確認するものです。

以上を踏まえて教職実践演習の開講時期と履修要件は次のとおりとします。

**ア 開講時期**

4年次の後期とする

**イ 履修要件**

教育実習を履修した者、又は、同一年度内において教育実習を履修予定の者

**全学年共通**

**(8) 教員免許更新制の概要**

平成19年6月の教育職員免許法の一部改正により教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることを目的として、平成21年4月1日から教員免許状更新制が導入されています。

〔制度の基本的な内容〕

- ①教育職員免許状に10年間の有効期限がつきます。
- ②有効期限前の2年間に、大学等が開設する30時間の免許状更新講習を受講・修了しなければなりません。
- ③平成21年3月31日以前に授与された教員免許状にも基本的な枠組みが適用されます。詳しくは、文部科学省ホームページを参照するか、若しくは教務課に相談してください。

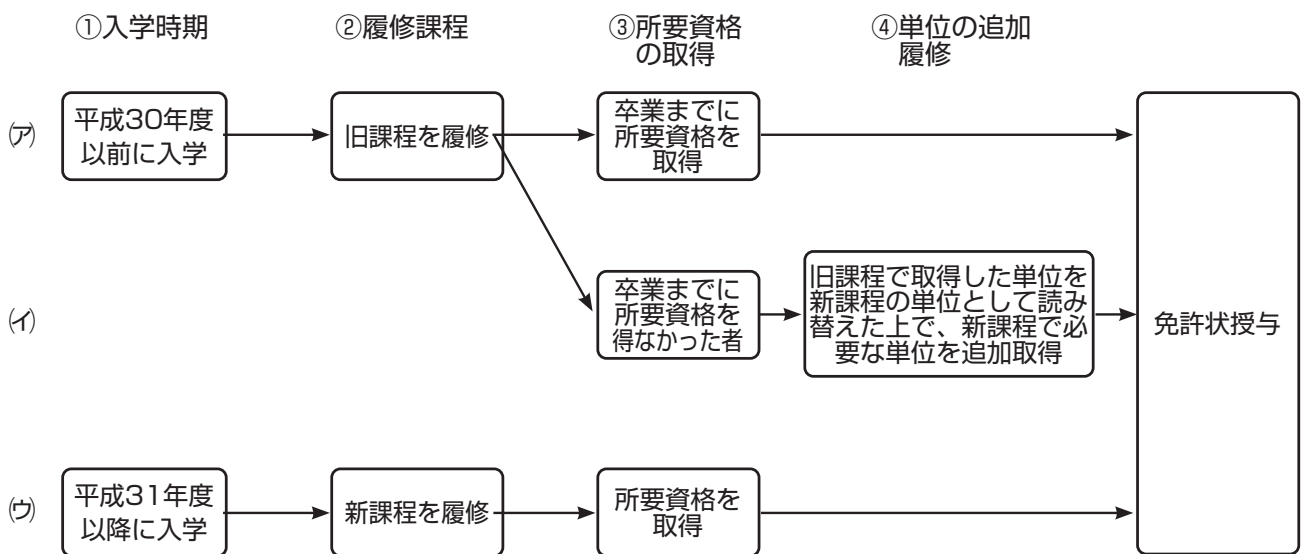
**(9) 教育職員免許法の改正に伴う経過措置**

教育職員免許法及び同施行規則の一部改正に伴い、新教職課程が平成31年4月1日に施行されます。

施行日（平成31年4月1日）以後の入学生及び編入生については、新教職課程における科目を修得する必要がありますが、平成31年3月31日において在学している学生については、条件により経過措置が適用されます。

経過措置の概要は以下のとおりです。

**経過措置に関する補足**



〔出典元：文部科学省主催説明会資料〕